

県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第34号

県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

県立都市公園条例施行規則（昭和41年岩手県規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後							
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）							
		区 分	単 位	使用料			区 分	単 位	使用料		
岩手 県 営 運 動 公 園	陸 上 競 技 用 具	[略]			岩手 県 営 運 動 公 園	陸 上 競 技 用 具	[略]				
		マラソン用親時計	[略]	370円			マラソン用親時計	[略]	380円		
		[略]					[略]				
		投てき距離標識	[略]	330円			投てき距離標識	[略]	340円		
		[略]					[略]				
		ハードル運搬車	[略]	240円			ハードル運搬車	[略]	250円		
		[略]					[略]				
		電光式表示器	[略]	370円			電光式表示器	[略]	380円		
		[略]					[略]				
		距離測定器	[略]	360円			距離測定器	[略]	370円		
		[略]					[略]				
		棒高跳び用マット	[略]	370円			棒高跳び用マット	[略]	380円		
		[略]					[略]				
		棒高跳び用支柱及びバ ー止め	[略]	320円			棒高跳び用支柱及びバ ー止め	[略]	330円		
		[略]					[略]				
		ビデオカメラ装置	[略]	370円			ビデオカメラ装置	[略]	380円		
		トラック競技速報表示 器	[略]	370円			トラック競技速報表示 器	[略]	380円		
フィールド成績表示器	[略]	370円	フィールド成績表示器	[略]	380円						
投てき光波距離計	[略]	370円	投てき光波距離計	[略]	380円						
[略]			[略]								
岩手 県 立 花 巻 広 域 公 園	電 動 カ ー ト	4 バッグ用	[略]	1 個又は 2 個の ゴルフバッグを 積載して使用す る場合	840円	岩手 県 立 花 巻 広 域 公 園	電 動 カ ー ト	4 バッグ用	[略]	1 個又は 2 個の ゴルフバッグを 積載して使用す る場合	860円
				3 個のゴルフバ ッグを積載して 使用する場合	1,260円					3 個のゴルフバ ッグを積載して 使用する場合	1,290円
				4 個のゴルフバ ッグを積載して	1,680円					4 個のゴルフバ ッグを積載して	1,720円

岩手県立御所湖広域公園

舟艇

		使用する場合	
	2 バッグ用	[略]	840円
シェルフ オア	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	640円
		使用時間が4時 間を超える場合	980円
ナックルフ オア	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	640円
		使用時間が4時 間を超える場合	980円
ダブルスカ ル	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	520円
		使用時間が4時 間を超える場合	780円
シェルペア	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	520円
		使用時間が4時 間を超える場合	780円
シングルス カル	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	260円
		使用時間が4時 間を超える場合	390円
カヤックフ オア	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	640円
		使用時間が4時 間を超える場合	980円
カナディア ンダブル	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	520円
		使用時間が4時 間を超える場合	780円
カナディア ンシングル	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	260円
		使用時間が4時 間を超える場合	390円
カヤックダ ブル	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	520円
		使用時間が4時 間を超える場合	780円
カヤックシ ングル	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	260円

岩手県立御所湖広域公園

舟艇

		使用する場合	
	2 バッグ用	[略]	860円
シェルフ オア	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	660円
		使用時間が4時 間を超える場合	1,010円
ナックルフ オア	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	660円
		使用時間が4時 間を超える場合	1,010円
ダブルスカ ル	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	530円
		使用時間が4時 間を超える場合	800円
シェルペア	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	530円
		使用時間が4時 間を超える場合	800円
シングルス カル	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	270円
		使用時間が4時 間を超える場合	400円
カヤックフ オア	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	660円
		使用時間が4時 間を超える場合	1,010円
カナディア ンダブル	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	530円
		使用時間が4時 間を超える場合	800円
カナディア ンシングル	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	270円
		使用時間が4時 間を超える場合	400円
カヤックダ ブル	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	530円
		使用時間が4時 間を超える場合	800円
カヤックシ ングル	[略]	使用時間が4時 間以内の場合	270円

		使用時間が4時間を超える場合	<u>390円</u>
	普及用舟艇	[略] 使用時間が4時間以内の場合	<u>260円</u>
		使用時間が4時間を超える場合	<u>390円</u>
競技用備品	電話機	[略]	<u>3,360円</u>
	流速計	[略]	<u>1,550円</u>
	テント	[略]	<u>550円</u>
	[略]		
[略]			

		使用時間が4時間を超える場合	<u>400円</u>
	普及用舟艇	[略] 使用時間が4時間以内の場合	<u>270円</u>
		使用時間が4時間を超える場合	<u>400円</u>
競技用備品	電話機	[略]	<u>3,460円</u>
	流速計	[略]	<u>1,590円</u>
	テント	[略]	<u>570円</u>
	[略]		
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。